

## 二国間交流事業 共同研究報告

平成25年 4月 1日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

共同研究代表者所属・部局 大阪大学・法学研究科

職・氏名 <sup>(ふりがな)</sup> 教授・高田 篤 (たかだ あつし)

1. 事業名 相手国 (ドイツ) との共同研究 振興会対応機関 (DFG)

2. 研究課題名 民主的法治国家のアクチュアリティー日独比較公法学研究

3. 全採用期間

平成 23 年 3 月 1 日 ~ 平成 25 年 2 月 28 日 ( 2 年        ヶ月)

4. 経費総額

(1) 本事業により執行した研究経費総額 4,234,973 円

初年度経費 659,973 円、 2年度経費 1,075,000 円、 3年度経費 2,500,000 円

(2) 本事業経費以外の国内における研究経費総額 0 円

5. 研究組織

(1) 日本側参加者 (代表者は除く)

氏名	所属・職名
棟居 快行	大阪大学大学院高等司法研究科・教授
谷口 勢津夫	大阪大学大学院高等司法研究科・教授
鈴木 秀美	大阪大学大学院高等司法研究科・教授
高井 裕之	大阪大学大学院法学研究科・教授
高橋 明男	大阪大学大学院法学研究科・教授
野呂 充	大阪大学大学院高等司法研究科・教授
松本 和彦	大阪大学大学院高等司法研究科・教授
長谷川 佳彦	大阪大学大学院法学研究科・准教授

(2) 相手国側研究代表者

所属・職名・氏名 Freie Universität Berlin, Professor, Dr. Philip Kunig

(3) 相手国参加者（代表者は除く）

氏 名	所 属・職 名
Markus Heintzen	Freie Universität Berlin, Professor
Heike Krieger	Freie Universität Berlin, Professor
Seven Hölscheidt	Deutscher Bundestag, Professor
Hans-Georg Maaßen	Präsident des Bundesverfassungsschutzes
Christian Calliess	Freie Universität Berlin, Professor
Christian Waldhoff	Humboldt Universität Berlin, Professor
Sigrid Boysen	Freie Universität Berlin, Juniorprofessor
Steffen Hindelang	Freie Universität Berlin, Juniorprofessor

6. 研究実績概要（全期間を通じた研究の目的・研究計画の実施状況・成果等の概要を簡潔に記載してください。）

**全期間を通じた研究の目的** ボーダーレスの時代において、なお古典的な公法原理に通用力があるのか、また通用力があるとしても、現代という文脈の下で、いかなる形態において通用するのか、という問題を設定し、日独公法学の学問的蓄積を基礎に、大阪大学法学研究科・高等司法研究科とベルリン自由大学法学部に所属する公法研究者とで共同研究しようとした。国家、公／私などの境界線の融解現象を前に、特に民主制と法治国家という古典的な公法原理が、いかなる挑戦を受けており、この挑戦に対して、いかなる応答をしているのか、あるいは、いかなる応答をすべきなのか、について取り組もうとした。

その際、これら公法原理の通用力を再検討するため、参照領域（Referenzgebiet）の手法を用いて、特定法領域内における公法原理の具体的展開を比較した。議会法、環境法、警察法、租税法などの参照領域について、公法原理に対する日独の共通点と相違点を明らかにし、さらにそのような共通点と相違点が生じる理由を考察した。公法原理を一般的に検討するのではなく、法領域ごとに、両国で、それぞれどのような問題が生じており、それについて、どのように論じられ、どのように対処しようとしているかを、具体的に検討し、今後の公法学の発展のために発見的(heuristisch)な効果を得ようと試みた。

**研究計画の実施状況** 参照領域それぞれについて日本側とドイツ側から参加者を割り当てた上で、同じテーマに関して各々の立場から研究し、テーマごとに常時研究相談しつつその展開をチェックする。そして、大阪とベルリンでシンポジウムを開催して、それら研究結果を報告し、全体で検討し、それを報告書にまとめる、という計画を立てた。

しかしながら、2011年3月に開催を予定していた大阪シンポジウムは、同月の大震災の影響で開催できなかった。また、外国における福島原発事故にかかる放射能の影響への懸念などから、2012年度にドイツ側参加者の来日を実現することが困難だった。さらに、ドイツ側研究代表者のKunigが、内臓疾患のため、長時間の飛行機移動ができなくなった。そこで、大阪、ベルリン各1回を予定していたシンポジウムについて、短期間に二度のシンポジウムを大阪、ベルリンで開催するのではなく、研究相談を密にしつつ、2012年10月にベルリンで大規模なシンポジウムを一度開催することとした。

また、参照領域の割り当てについても、最初期における人的配置と若干の変更が生じた（例えば、Krebsは、重篤な病を得て、この共同研究に参加し続けることができなくなった）。そして、対応関係も、研究が進展する中で、一体一だけではなく、一対二、二対一という構成も生じた。また、大阪側の研究に対し、対研究という形ではなく、大阪側の研究に対する批判的検証（シンポジウムではコメント）ということでベルリン側が対応する領域も生じた。その結果、最終的な対応関係は、総論・憲法理論について「居原/Kunig」、警察法について「高橋/Maaßen」、税法について「谷口/Heintzen、Hindelang」、議会法について「高田/Krieger、Hölscheidt」、環境法について「松本、大久保/Boysen」となり、そして高井（医事法）、長谷川（行政訴訟法）、鈴木（メディア法）、野呂（建設法）の研究、研究報告にはKunig、Calliess、Waldhoffが検証、コメントを行った。尚、Heintzenは、予定された大阪シンポジウムに際して報告原稿を提出し、その後も共同研究を遂行したが、シンポジウムにはロンドン長期在外研修中のため参加できなかった。

**成果** この共同研究からは、後述する成果が得られたが、それについて既にシンポジウム報告書としてまとめた（提出）。また、この報告書は、シンポジウム後の研究、検討結果も踏まえ、日本において書籍として出版する予定で、大阪大学内の出版助成を獲得している。さらに、この共同研究もあって、大阪側代表者高田はドイツ法学雑誌“Verfassung und Recht in Übersee“（「海外の憲法と法」、Nomos Verlag）の相談役(Beirat)の一員に選出されたが、大阪側の報告のいくつかを、同誌において、順次公表していく予定である。